

東京都人権部の人権施策について

第16回東京都人権施策に関する専門家会議
令和8年3月5日

1 東京都における人権施策について

✓ 東京都人権尊重条例

啓発、教育等の施策を実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的に制定

✓ 東京都人権施策推進指針

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、「世界一の都市・東京」の実現を目指し、東京都における人権施策の基本理念や施策展開に当たっての基本的考え方を示したもの

2 人権部における主な取組（令和7年度の取組状況）

分類	主な事業	概要
1 人権啓発に関する施策の推進	ヒューマンライツ・フェスタ東京の開催	区部・多摩地域において、計3日間「ヒューマンライツ・フェスタ東京」を開催
	人権啓発拠点（東京都人権プラザ）の運営	人権に関する展示などをはじめとした普及啓発、情報や資料の収集・提供、相談対応、指導者の育成などを実施
2 多様な性への理解推進	アライマークの普及啓発	性的マイノリティの方々への理解や支援の意思を表明する人（アライ）の増加を目指し、アライマークを活用したピンバッジや啓発用動画等を活用した普及啓発を実施
	東京都パートナーシップ宣誓制度の普及啓発 拡充	性的マイノリティの方々暮らしやすい環境づくりにつなげるため、東京都パートナーシップ宣誓制度に関するPR動画を作成し、YouTubeやSNS広告等を通じて配信
3 犯罪被害者等への支援	経済的負担の軽減 拡充	犯罪被害により今までの住居に住むことが困難となった場合などに支援する 転居費用の助成 について、物価高騰の状況を踏まえ、 転居費用助成の上限を20万円から30万円に引き上げ （令和7年度から）
	第5期東京都犯罪被害者等支援計画の策定 新規	現行計画「第4期東京都犯罪被害者等支援計画」が令和7年度までのため、 新たに第5期東京都犯罪被害者等支援計画（令和8年度から令和12年度まで）を策定

3 令和8年度の人権部における主な取組

分類	主な事業
1 人権啓発に関する施策の推進	ヒューマンライツ・フェスタ東京の開催 人権啓発拠点（東京都人権プラザ）の運営
2 多様な性への理解推進	東京都パートナーシップ宣誓制度の活用促進 ★1 拡充 アライマークに係るグッズ配布等を通じた普及啓発の推進
3 犯罪被害者等への支援	第5期東京都犯罪被害者等支援計画に基づく、犯罪被害者等支援施策の推進（相談窓口の運営、経済的支援の実施等）★2 新規 拡充

★1 東京都パートナーシップ宣誓制度の活用促進

東京都パートナーシップ宣誓制度

- ・理解促進等の
広報・啓発
- ・制度の利便性向上

性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりへ

動画やチラシ等による広報啓発活動により性的マイノリティ当事者や企業等における認知度を向上するとともに、東京都パートナーシップ宣誓制度の利便性を向上することで、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりにつながる

★2 第5期東京都犯罪被害者等支援計画による支援

新規

「男性のための性被害相談ホットライン（仮称）」の開設
電話相談：平日3日/週 16時～20時 等

新規

遺児見舞金の創設
故意の犯罪行為により死亡した被害者の遺児（18歳以下）に対して見舞金（30万円）を給付

拡充

ワンストップ支援センターへのスーパーバイザー配置
小児科医、産婦人科医等 月7時間

犯罪被害者等の被害の回復・軽減や生活の再建につながるような支援の提供及び犯罪被害者等を支える社会の形成